

## メキシコの飲料に関する措置

(パネル報告 WT/DS308/R、加盟国配布日 2005年10月7日)

(上級委員会報告 WT/DS308/AB/R、加盟国配布日 2006年3月6日)

(DSB 採択日 2006年3月24日)

川瀬 剛志

### I. 事実概要

メキシコは、2002年元旦付の官報において、「産品および役務に対する特別税法」(Ley del Impuesto Especial sobre Producción y Servicios—LIEPS)の改正を公布した。以後、LIEPSは同年12月30日、翌2003年12月31日にも改正されている。LIEPSは、「産品および役務に対する特別税法に関する規則」(Reglamento de la Ley del Impuesto Especial sobre Producción y Servicios)、「2003年財政諸決定」(Resolución Miscelánea Fiscal para 2003)第6節、および「2004年財政諸決定」(Resolución Miscelánea Fiscal para 2004)第6節によって、その施行規則や細則が定められている。

2002年改正後のLIEPSは、以下の措置を規定する。

- ・ 飲料税 (drink tax) —サトウキビを原料とする砂糖 (cane sugar、サトウキビ糖) 以外の甘味料を含む清涼飲料の譲渡ないし輸入に際して 20%の従価税を課する。
- ・ 流通税 (distribution tax) —サトウキビを原料とする砂糖以外の甘味料を含む清涼飲料の譲渡ないし輸入を目的として提供される特定の役務 (取次、流通、委託販売、代理店販売等) の提供に 20%課税する<sup>1</sup>。
- ・ 記録保持要件 (bookkeeping requirement) —後述 (パネル報告書 para.8.111) の様々な要件を、上記飲料税・流通税の納税者に課する。

LIEPS はもっぱらサトウキビ糖を甘味料としない清涼飲料に課せられる規制であるが、このほか甘味料としては、甜菜 (ビート) を原料とする砂糖 (beet sugar、甜菜糖)、トウモロコシを原料とする液糖 (HFCS) が使用される。また、本件において「清涼飲料 (soft drinks and syrups)」とは、その形態を問わず (非アルコール清涼飲料、水分補給・回復飲料 (スポーツドリンク)、希釈してそれらを作る粉末・濃縮・シロップ等、および自販機等により開口容器でそれらを提供する濃

<sup>1</sup> 飲料税・流通税は、国内では流通経路において譲渡 (ex 製造→卸→小売) が行われるたびに発生するため、付加価値税 (VAT) 類似の多段階税と言える。受取報酬額 (remuneration) の 20%換算なので、例えば国産のボトラーが取次店、小売店と飲料を卸すに際して、最初にボトラーから取次店に卸される際に卸価格全額および取次手数料の 20%がボトラーに課税される。以後、取次店から小売店、小売店から消費者へ卸される際には仕入れ価額と販売価額の差分 (markup) の 20%がそれぞれ売り主に課税され、税は前方転嫁される。従って、流通経路の長短にかかわらず、最終的に飲料が消費者にわたる額の 20%の課税額になる。Mexico—Tax Measures on Soft Drinks Beverages (WT/DS308): First Submission of the United States of America, paras.40-44 (Sept. 30, 2004).

縮・シロップ) 広範囲の清涼飲料を含むが、アルコール飲料、野菜ジュース、果汁、およびミネラルウォーターを含まない。

## II. 主張・請求の要約

米国は、**LIEPS** は輸入の清涼飲料、甜菜糖、および液糖につき同種または直接的競争関係にあるメキシコ国産品に比して不利な課税上の取り扱いを供与しており、**GATT** 第3条第2項に違反すると主張した。また、**LIEPS** は輸入の甜菜糖、液糖についてその使用において同種のメキシコ国産品に比して不利な内国規制上の取り扱いを供与しており、**GATT** 第3条第4項に違反すると主張した。

対してメキシコは、本件パネルによる管轄権の不行使、および **NAFTA** 第20章への案件付託の勧告を請求した。また、管轄権が行使される場合には、本件の発生した状況を顧慮しつつ問題の措置が **GATT** 第20条により正当化されること、勧告が他の適用可能な国際法上の権利について予断しないよう留意すること、甘味料通商に関する紛争の **NAFTA** における解決を勧奨すること、および一定の事実認定を行うことをそれぞれ請求した。

## III. 手続的概要

時系列的経緯：以下の通り。

協議要請	04年3月16日
二国間協議	04年5月13日
パネル設置要請	04年6月10日
パネル設置	04年6月22日
パネル構成決定	04年8月18日
先決判断	05年1月18日
中間報告	05年6月27日
パネル報告書当事国配布	05年8月8日
パネル報告書加盟国配布	05年10月7日
上訴通知 (墨)	05年12月6日
上級委員会報告書配布	06年3月6日
DSB 採択	06年3月24日

パネリスト：Ronald Saborío Soto (コスタリカ・議長)、Edmond McGovern (英国)、David Walker (NZ)

上級委員会部会：Taniguchi (議長)、Janow、Sacredoti

第三国参加国：カナダ、中国、EC、ガテマラ、日本。

#### IV. パネル・上級委員会報告書の概要

##### A. 先決判断（パネルによる管轄権の不行使）【上訴あり】

###### (1) 当事国の主張

メキシコは本件が NAFTA 第 20 章手続により解決されるよう、パネルが管轄権を行使しないことを求めた (para.7.1)。

###### (2) パネルの判断

メキシコの請求につき、DSU および検討手続手続には先決判断を示すことは義務づけられていないが、早期の判断は時間・資源を省き、当事国・パネルの便宜に資するので判断する (para.7.2)。なお、両当事国はパネルの本件に対する管轄権を否認するものではない (para.7.4)。

パネルのマンデートは DSU 第 11 条に定められる。申立国がパネルの判断を得る権利がない場合、パネルにはメキシコが云う「裁量 (discretion)」があると言える。先例によれば、紛争解決手続の目的は問題の解決と紛争の明確な解決の確保である。もしパネルが特定事案で管轄権を行使しなければ、この目的は達せられない。また、管轄権の不行使により、DSU 第 3 条第 2 項および同第 19 条に反して、パネルは当事国の協定上の権利を減じることになる。DSU 第 23 条も、違反による加盟国の権利の無効化・侵害を受けた加盟国は紛争を WTO に付託する権利があることを明確にしている。パネルの管轄権が法的に制約を受ける事例は他にあるかも知れないが、本件のように管轄権不行使の裁量の法的な有無の案件とは異なる (paras.7.5-7.10)。

メキシコは、NAFTA および本件当事国が当事国であるいずれかの国際合意が、米国による本件の付託とパネルの審理を法的に妨げることを示していない。また、NAFTA 紛争では問題は本件とは異なって米国の市場アクセス義務の不遵守であり、当事国の申立国・被申立国の立場も本件と逆である。DSU 第 3 条第 10 項 (第 2 文) も NAFTA 紛争と本件が別個のものとして扱われることを示す。また、問題の税制が NAFTA により義務づけられ、あるいは許容されていることも、メキシコは示していない。仮にパネルに個別紛争が他フォーラムで審理されることが妥当と判断する権限があったにせよ、当該案件に関する要素のみを勘案すべきである。メキシコは全く別の請求を可能ならしめるために NAFTA での本件解決を主張するが、かかる事項を勘案して考慮事項に際限がなくなると、管轄権行使は政治化することを危惧する (paras.7.11-7.17)。

上記のように DSU 上パネルには管轄権不行使の裁量はなく、また裁量があったとしても管轄権行使を妨げる事実がないので、メキシコの請求を退ける (para.7.18)。

###### (3) 上訴国・被上訴国の主張

メキシコは、パネルは管轄権不行使に関する請求を拒否したパネルは法律上の誤りを犯していると上訴した。メキシコは、パネルはその裁判機関 (adjudicative body) としての性質から派生する

黙示に管轄権行使に関する権限を有し、また DSU も確立した管轄権の不行使を妨げる規定を有しない (para.42)。

対して米国は、パネルの付託事項は管轄権行使を指示していると主張した。第三国参加の中国は DSU 第 3 条第 3 項の目的、および EC は同第 11 条のパネルの責務を理由に、それぞれ米国の主張を支持した (para.43)。

#### (4) 上級委員会の判断

本件での争点は、パネルが管轄権の不行使が可能であり、また行使すべきでなかったか否かである。メキシコが主張するように、パネルが管轄権の有無および範囲の決定など裁判機関に内在する裁量を有することは、上級委員会も認める。しかし上級委員会は、かかる裁量は DSU の明示的な規定を無視し、修正するものであってはならないことも示してきた (paras.44-46)。

このことを念頭に、パネルの管轄権にかかる権限を定める DSU の規定を検討すると、まず付託事項を規定する第 7 条については、本件パネルは同第 1 項の標準的な付託事項によって設置され、当該付託事項は申立国の請求の検討を教示している。また、同第 2 項の「検討する (shall address)」の文言も、パネルは関連協定の検討を義務づけられることを示唆する (paras.47-49)。

DSU 第 11 条には「行うべきである (should)」と規定されるが、これは時として義務を表現することがあり、上級委員会は問題の客観的評価がパネルの責務遂行に不可欠であるとしている。同条は DSB 勧告に役立つ認定を行うことをパネルに要請している。管轄権を行使しなければ、パネルはかかる責任は果たせない (paras.51-52)。

DSU 第 23 条は違反の是正については WTO への紛争付託を加盟国に義務づける。また、同第 3 条 3 項より、協定上の自国の利益が侵害されていると「加盟国が・・・認める (a Member considers)」場合に紛争解決手続を開始できるので、パネルの判断を仰ぐ権利が加盟国を付与されている。従って、パネルの管轄権不行使は DSU 第 3 条第 2 項および同第 19 条第 1 項に反して加盟国の権利を「減ずる (deminish)」ことになる (paras.53-54)。

本件上訴の範囲に鑑み、上級委員会は請求に対するパネルの判断を排除する法的障害が存在しうる他の状況の有無については判断しない。メキシコは米国の請求がより広い紛争と関連し、NAFTA パネルのみが全体を解決できると主張するが、メキシコは本件と NAFTA 下の市場アクセス紛争では争点と当事国の立場が同一でないとしたパネルの判断を争わず、あるいは NAFTA パネルも判断に至らず、NAFTA2005 条第 6 項 (排除条項) も援用されていない。よって、上級委員会はこれらの特性が存在したとしてパネルの管轄権行使に法的障害があるか否かについては、これを判断しない。いずれにせよ、本件では管轄権行使に法的障害はない (para.54)。

また、メキシコは常設国際司法裁判所 (PCIJ) のホルジョウ工場 (Factory at Chorzów) 事件判決を援用し、米国が NAFTA において違法に紛争付託を妨げていることにより本件への WTO 協定適用について異議を唱えんとするが、失当である。ホルジョウ判決の法理が適用されるとしても、必然的に米国が NAFTA 違反の判断を伴うことになるが、DSU 第 3 条第 2 項 (「対象協定に基づく加盟国の権利及び義務を維持し・・・対象協定の現行の規定の解釈を明らかにすることに資する」)

から非 WTO 紛争を判断する根拠をパネル・上級委員会は有していない (paras.55-56)。

以上のことから、パネルの判断を支持する (para.57)。

## B. 審理の順序

### 1. 清涼飲料に関する請求と甘味料に関する請求

#### (1) 当事国の主張

米国は飲料税・流通税・記録要件につき、清涼飲料・甘味料双方について協定違反を申立てた。メキシコは問題の措置が清涼飲料・甘味料双方に影響することは争わないが、WTO だけでなく NAFTA における甘味料に関するより広い紛争の一部である点を主張している (paras.8.1-8.2)。

#### (2) パネルの判断

清涼飲料に関する請求、甘味料に関する請求の順序で審理する (para.8.4)。

### 2. GATT 第3条第2項に関する請求と同第4項に関する請求

#### (1) 当事国の主張

米国はサトウキビ糖以外の甘味料に対する課税につき、内国税として GATT 第3条第2項違反であると同時に、これらの使用に関する規則として同第4項にも反すると主張した。米国は、差別的税制は当該輸入産品だけの差別だけでなく、その使用においてユーザーに負担をかけるこの特定の課税措置のため、このような主張の重畳が起こると説明する。メキシコは、GATT 第3条第2項の財政措置 (fiscal measure) と同第4項の非財政措置は先例上別個のものであると応じている (paras.8.11-8.13)。

#### (2) パネルの判断

上記のふたつの条文につき特に審理の順序について両国とも強い選好はないが、意見書で採用された順番に従って審理することを米国が提案したので、それに従い、第2項、第4項の順序で審理する (paras.8.13-8.14)。

## C. 挙証責任

#### (1) 当事国の主張

メキシコは問題の措置が「国内生産を保護を与えるように・・・適用」されていないこと以外反論していないが、反論を提起しないというメキシコの決定は問題の措置の協定違反に関する米国の挙証責任を解除しないと主張する。米国は一応の協定違反を認定するに足る事実や主張を提

示しており、過去にも申立国の請求に反駁しない場合は、簡便な分析で一応の違反を認定し、積極的抗弁の審理に移っていると指摘した (ex. 米・エビ輸入制限事件パネル) (paras.8.18-8.19)。

## (2) パネルの判断

一応の違反の認定には、当事国の提示した証拠・議論を GATT 第 3 条の各要件について検討する必要があるが、被申立国からの反論がない場合、先例が比較的簡易な分析を採用したことにも留意する (para.8.20)。

## D. 甘味料 (甜菜糖) に関する措置の GATT 第 3 条第 2 項第 1 文違反

### (1) 当事国の主張

米国は、メキシコは輸入甜菜糖に国産サトウキビ糖を越えて飲料税・流通税を課税しており、GATT 第 3 条第 2 項第 1 文に違反すると主張した。米国によれば、輸入甜菜糖と国産サトウキビ糖は物理的に同一であり、同様に流通し、また用途も互換可能で、関税分類も同一であることから、同種の製品である。また、飲料税はサトウキビ糖以外の甘味料を含む清涼飲料への課税を通じてそれら甘味料に課税しており、清涼飲料への 20% の従価税は甘味料の 400% の課税に相当する。(paras.8.21, 8.27, 8.38)。

これに対し、メキシコは反駁しなかった (para.8.22)。

### (2) パネルの判断

カナダ・雑誌事件上級委員会によれば、GATT 第 3 条第 2 項第 1 文の分析は、(a) 輸入品と国産品の同種性、(b) 輸入品が国産品を越えて課税されているか、の 2 段階である。(para.8.25)

同種の製品：同種性の判断に際しては、従来ケースバイケースで関連する要素を検討し、これらの要素は、物理的特性、最終用途、消費者の嗜好、関税分類を含む。また、GATT 第 3 条第 2 項第 1 文の同種性は狭く解釈される。本件パネルもこれに倣う (paras.8.28-8.29)。

物理的特性については、甜菜糖とサトウキビ糖は、原料は異なるが同じ分子構造の蔗糖 (sucrose) である。またカロリーを有する甘味料であり、そのまま産業用に使用される。最終用途には差異はない。物理的特性と最終用途がほぼ同一であることから、流通も同様に行われ、価格・利用可能性により産業ユーザーも互換的に使用する。消費者嗜好については、双方とも消費者にとって同一の「砂糖」である。清涼飲料の消費者もどちらの甘味料を使用しているかは意識していない。関税分類上も分類番号 1701 で同一である (paras.8.30-8.35)。

以上のことから、甜菜糖とサトウキビ糖は同種の製品である (para.8.36)。

「・・・をこえる・・・を課せられることはない」：飲料税は、含有する非サトウキビ糖甘味料の価額に比例して課税されるものではないので、直接的に課税されるとは言えないかもしれない。しかし、課税は非サトウキビ糖甘味料が誘発し、最終的に甘味料に帰着することから、間接的には甘味料に課税していることになる。第 3 条は国産品・輸入品の公平な競争関係 (equal competitive

relationship) を保障するが、最終製品に課される税金は輸入・国産原料 (input) の競争条件に影響する (paras.8.42-8.45)。

流通税については、販売によってではなくある種の役務提供によって課税されること、産品ではなく役務に対する従価税であること、納税者は生産者ではなく役務提供者であることなど、甘味料と課税の関係は飲料税よりもいっそう間接的である。しかし、2002年改正の結果、それまで全ての清涼飲料について課されていた流通税が、含有する甘味料がサトウキビ糖か否かにこのみに基づき、一部の清涼飲料についてのみ課税されるようになった。よって使用される甘味料の性質に基づき課税され、かかる甘味料を含む清涼飲料、ひいては含まれる甘味料に課税が帰着することから、流通税も飲料税同様清涼飲料に使用される非サトウキビ糖甘味料に間接的に適用される税金である (paras.8.46-8.50)。

以上のことは、輸入品は国産を越えて課税されていることの証左である。上級委員会によれば、輸入品に同種の国産品を越えた課税は僅少でも許されず、またかかる禁止は通商上の効果を条件としない。飲料税・流通税各 20% の非サトウキビ糖甘味料の税負担は、墨国産のサトウキビ糖の税負担、つまりゼロ課税と比較され、前者は後者を「こえる」税を課されていることは明白である。GATT 第3条第2項第1文にかかる主張の立証にかかる認定が必要か否かは判断を差し控えるが、パネルは米国の主張するように、ほぼ全ての輸入製品が国産品を越えて課税され、課税されないサトウキビ糖甘味料は専ら墨国産になると認める。メキシコは専らサトウキビ糖を生産し、国内で消費する。サトウキビ糖は97年～01年に甘味料輸入の実に1%未満だった。甜菜糖の輸入記録はないが、飲料税・流通税により競争条件が悪化し、輸入の可能性は低い (paras.8.51-8.57)。

結論：以上のことから、飲料税・流通税は、GATT 第3条第2項第1文に反する (para.8.58)。

## E. 甘味料 (液糖) に関する措置の GATT 第3条第2項第2文違反

### (1) 当事国の主張

米国は、メキシコは直接競争的・代替的關係にある輸入液糖は、国産サトウキビ糖と同様に課税されていないので、GATT 第3条第2項第2文に反すると主張した。清涼飲料 20% の従価税は液糖に対しては遙かにそれを上回る影響を及ぼし、「国内生産に保護を与えるように」課税されていると主張した (para.8.61)。

これに対し、メキシコは飲料税・流通税を「国内生産に保護を与えるように」課税していないと反駁した (para.8.62)。

### (2) パネルの判断

GATT 第3条第2項第2文整合性の判断には、3つの要素を検討する。つまり、輸入品・国産品は直接的競争・代替可能産品であるか、輸入品は国産品と「そのように (=同様に) 課税されない (not similarly taxed) か、そして税制の適用が非対称であるとき「国内生産に保護を与えるように」課税されているか、である (para.8.66)。

直接的競争・代替可能産品：上級委員会によれば、相互互換可能な (*interchangeable*)、あるいは「特定の必要性ないしは嗜好を満たす代替的な方途 (*alternative ways of satisfying a particular need or taste*)」を提供する関係にあれば、直接的競争・代替可能産品である。この文言は「市場において競合している (*incompetition in the market place*)」と描写できる輸入品と国産品の関係を意味する。そのため、以下の要素を検討する (*para.8.68*)。

物理的特性については、液糖もサトウキビ糖もカロリー含有甘味料で、産業用に清涼飲料等の甘味付けに使用される。双方とも蔗糖と果糖の混合であり、最も一般的な液糖である HFCS-42 および HFCS-55 の蔗糖・果糖配合は意図的にサトウキビ糖と類似させてあり、代替可能である。他方、液糖は液状だが、砂糖も砂糖シロップの形態で消費される。 (*paras.8.69-8.70*)。

最終用途は清涼飲料に甘味付けをするものであり、同一である。両者はもっぱら相対的価格に基づいて代替可能である。消費者認識は、本件で問題となる清涼飲料の原材料としての甘味料の第一義的な消費者である清涼飲料製造業者であり、液糖とサトウキビ糖を完全に互換的と考えている。メキシコでは、液糖が出回ると、問題の税制の導入以前は、製造業者は液糖をサトウキビ糖に代用し、逆に税制導入後はサトウキビ糖に転換した。これに対して、課税対象とならない果汁・野菜ジュース製造業者は、依然として液糖を使い続けており、このことは液糖とサトウキビ糖が代替可能であることの証左である。最終財である清涼飲料の消費者は甘味料の種別には無関心であり、液糖・サトウキビ糖ともに無色・無臭である点で共通し、識別不能である。また、メキシコの清涼飲料ラベリング規制上でも両者の区別は義務づけられていない (*paras.8.72-8.74*)。

関税分類でも、液糖とサトウキビ糖は共に第 17 類に分類される。また、過去のメキシコ当局 (経済省、連邦競争委員会) の判断も、液糖とサトウキビ糖が直接的競争・代替可能産品であることを裏付けている (*paras.8.75-8.77*)。

以上のことから、液糖とサトウキビ糖は、直接的競争・代替的産品である (*para.8.78*)。

「そのように課税されない」：GATT 第 3 条第 2 項第 2 文において「そのように課税されない」と結論付けるには、輸入品の課税負担が国産品より重く、課税格差が僅少 (*de minimis*) 以上であることを認定しなければならない (*para.8.79*)。

パネルは上記 (*paras.8.45-8.50*) のように飲料税・流通税は間接的に非サトウキビ糖系甘味料に課されると認定した。米国は飲料税・流通税の負担は甘味料に対する従価ベースでは 20% をはるかに越えるもので、400% 相当であると主張する。いずれにせよ、専ら非サトウキビ糖系甘味料の使用に基づく税負担は、同種の国産品であるサトウキビ糖の税負担、すなわちゼロ課税と比較される。液糖使用の清涼飲料とサトウキビ糖使用の清涼飲料の課税格差は僅少以上のものであることは明白である。よって、輸入液糖は国産サトウキビ糖と同様に課税されていない (*paras.8.80-8.83*)。

「国内生産に保護を与えるように」：GATT 第 3 条第 2 項第 2 文違反を立証するには、輸入品が直接的競争・代替可能な国産品と同様に課税されていないことのみならず、当該税制が「国内生産に保護を与えるように」適用されていることを要する。先例によれば、措置の構造と適用の包括的かつ客観的な分析 (*a comprehensive and objective analysis of the structure and application of the measure in question*) を要する。先に審理したように、問題の措置は非サトウキビ糖系甘味料にのみ課せられ、メ



キシコの生産はサトウキビ糖系甘味料に偏っているので、措置が専ら輸入甘味料にのみ影響することを意味する。また、輸入品・国産品の課税格差の程度も、保護主義的效果の証左である (paras.8.84-8.87)。

かかる保護の効果はメキシコの近年の措置の一般的特徴とも符合する。メキシコは砂糖の国内価格を高止まりさせ、95年～2003年の間国内消費の2.6%を越えて甘味料を輸入したことはなく、保護された国内砂糖市場を維持できた。メキシコは問題の措置は輸入液糖に国産サトウキビ糖が代替することを防ぐ措置であることを認めている。ただ、メキシコはそれが国内産業保護を目的としたものでなく、NAFTAにおける同国の市場アクセスの権利の米国による無効化に対応したものであると主張している (paras.8.88-8.90)。

問題の措置のメキシコ国内生産の保護的效果は偶発的でなく、むしろ客観的な意図 (objective intent) である。上級委員会は主観的立法意思の過度の重視を戒めたが、特に国産保護が明示の目的であるときにこれを完全に無視することは適当でなく、上級委員会も国産品保護目的の有無の決定に政府代表の発言が関連性を有することがあることを認めている。本件では、メキシコ議会において LIEPS 改正法の提案議員は議会の砂糖産業保護のコミットメントに言及し、メキシコ最高裁は国内砂糖産業保護が問題の措置の財政外 (extra-fiscal) 目的であることを認めている (paras.8.91-8.94)。

以上のことから、問題の措置はサトウキビ糖のメキシコにおける「国内生産に保護を与えるように」適用されている (para.8.95)。

結論：以上のことから、飲料税・流通税は、GATT 第3条第2項第2文に反する (para.8.96)。

## F. 甘味料 (甜菜糖・液糖) に関する措置の GATT 第3条第4項違反

### (1) 当事国の主張

米国は、飲料税・流通税・記録要件は、メキシコ国内における非サトウキビ糖系甘味料の使用・販売に関する措置であり、輸入される当該産品と同種の国産品であるサトウキビ糖より不利な待遇を与えていると主張した (paras.8.97-8.98)。

これに対し、メキシコは反駁しなかった (para.8.22)。

### (2) パネルの判断

上級委員会によれば、GATT 第3条第4項違反の認定には、輸入品と国産品が「同種の産品」か、問題の措置が「国内における販売・・・分配又は使用に関する・・・法令及び要件」に該当するか、および輸入品に国産品より不利な待遇を供与しているか、の3点を検討する必要がある (para.8.101)。

飲料税・流通税は既に GATT 第3条第2項違反を認定されておりこれ以上の検討は不要だが、内国税としてではなく甘味料の使用に関する内国規制として検討する方が妥当である場合に備え、当該税制措置の同第4項違反を検討する (para.8.102)。

同種の産品：上級委員会によれば、GATT 第3条第4項において輸入品と国産品が「同種の産品」であるか否かの判断は、産品間の競争関係の性質と程度（the nature and extent of a competitive relationship between and among products）の決定である（paras.8.103-8.104）。

甜菜糖とサトウキビ糖は既に第3条第2項において同種であることは認定されたが、第4項の「同種の産品」のほうがより広い意味を有するので、両産品は第4項でも同種ということになる。サトウキビ糖と液糖については、検討すべき要素は第2項における直接競争的・代替可能産品の検討と同様である。パネルはこれらについて事実にかかる結論を繰り返す必要はなく、事実は甘味料として両産品が第4項の下でも競争関係にあることを十分に示すものである（paras.8.105-8.106）。

甘味料の使用に関する措置：「関する（affecting）」の意味は広く、国産品に対して輸入品の競争条件を不利に修正する（adversely modify）可能性のある法令を含む。飲料税・流通税については、第2項の下で検討した事実は両税制が輸入甘味料に「関する」ことの証左となる。製造業者・役務提供者の税の免除の享受は、非サトウキビ糖系甘味料の使用の有無に依存する（paras.8.108-8.110）。

LIEPSは更に両税制の納税者に以下の記録要件を課す。a)各年の製造、譲渡、輸入した産品の州毎の消費およびそれに対応する税金、および各州の事業所により提供された役務に関する情報提供、b)四半期毎の上位50名の顧客および仕入れ元のリストの提供、c)（製造業者、ボトラーの場合）生産量の記録および検査機器毎に算出した四半期毎の生産量の報告、d)（輸出入業者の場合）財務公的信用省に対する清涼飲料輸出業者または輸入業者としての区分の登録、e) 四半期毎の各産品の価格、額、および量に関する情報提供。これらの要件はサトウキビ糖使用の清涼飲料の製造者に課せられない（paras.8.111-8.112）<sup>2</sup>。

上記の検討および「関する・・・法令および要件」の広い意味に鑑み、記録要件は非サトウキビ糖系甘味料の使用に関する措置である（para.8.113）。

不利な待遇：LIEPSは、サトウキビ糖系甘味料の含有の有無を基準に、2種類の清涼飲料について異なる制度を定立している。非サトウキビ糖系甘味料を使用する生産者だけが納税義務を負う。当該措置は清涼飲料製造業者にサトウキビ糖の使用の経済的誘因を創出し、このような誘因はサトウキビ糖を使用する清涼飲料生産者に課税免除の利益を賦与することにより創出される。問題の措置の説明およびサトウキビ糖系甘味料を含む清涼飲料のみに課税される事実から、当該税制はサトウキビ糖に有利に競争条件を改変することに疑いはない。GATT 第3条第2項第1文にかかる主張の立証にかかる認定が必要か否かは判断を差し控えるが（para.8.115）、国産は圧倒的にサトウキビ糖であり、輸入は圧倒的に非サトウキビ糖系甘味料であることから、この区別は輸入品と国産品の区別であり、問題の措置は輸入品の競争条件を悪化させている。よって、国産品に輸入品より不利な待遇を与えている（paras.8.116-8.122）。

結論：以上のことから、上記（para.8.102）の条件を付して、飲料税・流通税・記録要件は、GATT 第3条第4項に反する（para.8.123）。

<sup>2</sup> これらの規制の内容についてはパネル報告書では記述が十分でなかったため、Exhibit US-4(b)によって補足した。

## G. 清涼飲料に関する措置の GATT 第 3 条第 2 項第 1 文違反

### (1) 当事国の主張

米国は、メキシコは輸入清涼飲料に国産清涼飲料を越えて飲料税・流通税を課税しており、GATT 第 3 条第 2 項第 1 文に違反すると主張した。米国によれば、問題の措置はすべての清涼飲料に輸入の時点で課税し、またサトウキビ糖系甘味料を使用しない清涼飲料については、国内譲渡または特定の役務の提供に際して課税する。メキシコの国産清涼飲料は殆どがサトウキビ糖系甘味料を用い、米国産清涼飲料は殆どが液糖を用いており、両者は物理的特性などの点で殆ど同一な「同種の産品」であることから、前者が後者を越えて課税されることは協定違反である (paras.8.124-8.126, 8.129)。

これに対し、メキシコは反駁しなかった (para.8.127)。

### (2) パネルの判断

同種の産品：サトウキビ糖系甘味料を使用した飲料と、非サトウキビ糖系甘味料を使用した飲料は、見かけ、人体により識別不可能である点、化学的組成において物理的特性はほぼ同一である。最終用途も水分補給などの目的で、そのまま、あるいは何かと混ぜて飲まれるなど同一である。販売経路も使用される甘味料に左右されない。消費者認識については、(市場) 調査結果、ラベリング法制上の取り扱い、国内の大手清涼飲料業者のマーケティングを見ても、使用される甘味料にのみ基づいた明確な消費者嗜好があるわけではない。関税分類も、メキシコは使用される甘味料によって分類が変わることを示していない。よって、サトウキビ糖系甘味料、非サトウキビ糖系甘味料の使用にかかわらず、清涼飲料は同種の産品である (paras.8.131-8.136)。

「・・・をこえる・・・を課されることはない」：

i) 飲料税の輸入の時点・地点での課税—LEIPS の 2004 年改正では、清涼飲料がサトウキビ糖系甘味料のみによって甘味付けがなされているかぎりにおいて、当該清涼飲料の輸入時の課税は免除されることになった。この改正については、米国はパネル設置後の改正として無視すべきであると主張し、メキシコは DSU 第 11 条に規定される問題の客観的な評価にかかるパネルの責務を根拠にこれを検討すべきであると主張した。当該改正はパネル設置後のものであり、当事国もこれが付託事項に含まれないことには争いはない。また付託事項の範囲も当該改正を含めることができる広い書き振りではなく、その考慮は問題の明確な解決の確保に不可欠とは思われない (paras.8.140-8.142)。

アルゼンチン・繊維事件パネルは、パネル設置前に撤回された措置については紛争の解決に資するものでないので、判断を控えた。しかし本件では、問題の改正がパネル設置から半年後のものであること、当該改正の問題の措置への影響は限定的であることから、DSU 第 11 条および付託事項に規定されるパネルの責務、および当事国の見解の不一致に鑑み、判断回避の理由はない (paras.8.143-8.144)。

2005 年改正前 (パネル設置の 2004 年 7 月 6 日現在) の飲料税は疑いなく輸入清涼飲料に直接課

されている。「こえる」の意味については既に議論したが (para.8.52)、20%の税率格差が僅少差でないことは明白である (paras.8.145-8.146)。

以上のことから、飲料税の輸入時の課税は、国産品への課税を超えるものである (para.8.147)。

ii) 飲料税の国内譲渡に伴う課税一先の甜菜糖に関する議論 (paras.8.59) と同様の論理において、非サトウキビ糖系甘味料を含む清涼飲料は直接・間接に飲料税を課税されており、20%の税率格差は僅少差でない。また、輸入清涼飲料は非サトウキビ糖系甘味料含有、国産清涼飲料はサトウキビ系甘味料含有に偏っていることから、実質的に国産清涼飲料・輸入清涼飲料の差別である (para.8.149)。

iii) 流通税一先の非サトウキビ糖系甘味料に関する議論 (para.8.48) と同様の論理において、非サトウキビ糖系甘味料を含む清涼飲料は間接に飲料税を課税されており、サトウキビ糖系甘味料を含む清涼飲料の税率 (ゼロ課税) と比較した 20%の税率格差は僅少差ではない。また、上記飲料税に関する理由 (para.8.149) と同じ理由で、実質的に国産清涼飲料・輸入清涼飲料の差別である (para.8.152)。

iv) 結論—以上のことから、輸入清涼飲料は、同種の国産清涼飲料を越えて課税されている。

結論：以上のことから、輸入および移送において課せられる飲料税および流通税は、GATT 第3条第2項第1文に反する (paras.8.155-8.157)。

## H. 清涼飲料に関する措置の GATT 第3条第2項第2文違反

### (1) パネルの判断

米国は飲料税・流通税の GATT 第3条第2項第1文違反が認定されなかった場合、代替的に同2文違反の違反認定を行うことをパネルに請求したが、当該条件は成就しなかったため、検討の要はない (paras.8.158-8.161)

## I. GATT 第20条 d 号による抗弁 【上訴あり】

### (1) 当事国の主張

メキシコは、問題の措置は GATT 整合的な法令である NAFTA の米国による遵守確保に必要な措置であると抗弁した。メキシコは、問題の措置を米国に NAFTA 上の義務を遵守させる「一次的かつ比例的な措置 (temporary and proportionate measure)」であり、また米国に輸出できるはずの砂糖の余剰を国内消費する措置であると主張する。メキシコは、これを国際法上の対抗措置 (countermeasure) と位置づけるようだが、関連する国際法が d 号の解釈に影響するとは論じていない (paras.8.162, 8.170, 8.192)

メキシコは、問題の措置はかかる目的に必要であると主張する。メキシコによれば、当該措置は米国の NAFTA 遵守に望ましい原動力となり、米国の注意を喚起することから、相当程度所与の目的に貢献する (para.8.200)。

これに対し、米国によれば、同号にいう「法令 (law or regulation)」の通常の意味は政府の規制であり、国際合意たる NAFTA はこれに該当しない。このことは文脈からも支持される。同号は、他の加盟国の WTO 協定以外の国際合意を罰するため協定違反を犯すことが許されるとの主張を支持しない。また、国際合意が「法令」に含まれるとしても、まだ米国の NAFTA 違反は確定しておらず、メキシコの措置は「遵守を確保するため」のものではない。メキシコは全 WTO 加盟国からの清涼飲料について問題の措置を課しており、米国の NAFTA 遵守よりも国内産業保護を目的としている。また、必要性についても、メキシコの主張に同意しない (paras.8.163, 8.172-8.173, 8.191, 8.201)。

## (2) パネルの判断

審理の順序：先例より、各号該当性、柱書適合性の順に審理し、挙証責任はメキシコにあるものとする。また、d 号においては、問題の措置が法令遵守確保のためのものであること、および当該措置がその目的に必要なこと、の二点が示される必要がある (paras.8.165-8.167)。

### 法令遵守確保の目的：

i) 遵守の確保— 辞書的語義から、「遵守を確保する」とは遵守の実施 (enforce compliance) と理解できる。第一に法令遵守にかかる規定であるから、義務に関係し、権力行使による執行によりその遵守は確保される。第二に d 号の例示が全てこの概念に関連している。また、起草史もかかる解釈の証左であり、ハバナ憲章草案ではより弱い表現 (“to induce compliance”) であったものが現行の文言に改められ、インドの提案による対抗措置に関する文言の挿入も採用されなかった。更に上級委員会が d 号に規定される措置を「執行手段 (enforcement measures)」と称していることも、かかる解釈の裏付けとなる (paras.8.174-8.177)。

対抗措置は本来国家間的性質のものだが、他方、執行の概念は階層的構造下の行為に関する概念であり、かかる概念は国際法には存在しない。また、d 号の例示も国際協定の主題にもなり得る問題だが、基本的に国内法による規制を欠いては意味のない事項である。また、国家責任条文草案も対抗措置について執行に言及しておらず、むしろ第 49 条第 1 項は「被害を受けた国家は・・・ (加害国に) その義務を遵守せしむるために (to induce compliance) 対抗措置をとることのみができる」と規定している。以上の理由から、「遵守を確保する」の文言は他加盟国による WTO 協定以外の条約義務の遵守のための措置には適用されない (paras.8.178-8.181)。

ii) メキシコの措置は遵守確保を目的としているか— 韓国・牛肉事件上級委員会によれば、措置は法令の遵守を確保するよう考案された (designed to...) ものでなければならない。メキシコの措置がこのようなものであるかどうかの判断には、「遵守を確保する」に関する結論に至るに際してパネルに影響を与えた要素が関係する。更に、通常国家は必要に応じて強制を通じて問題となる執行を達成できる立場にあり、執行措置が取られれば目的は達せられる。しかし国際関係においては、こうした措置の実効性はどうしても不確実 (uncertain) となる (paras.8.182-8.185)。

メキシコは問題の措置が米国の遵守確保に相当の貢献 (significant contribution) があること、およびいかに米国の行動を変え得るかを説明できない。メキシコは問題の措置が米国の「注意を喚起

する (attracted the attention)」と述べるが、せいぜい一連の過程の端緒に過ぎない。また、米国・賭博サービス上級委員会はある措置が法令の遵守確保に必要なか否かの検討にあたり、結果が不確実である措置は合理的に利用可能な代替手段とならないと判断した。同様の理由に従えば、法令遵守確保のための措置であるためにはある種の確実性を要するが、国際的な対抗措置にはそれが欠如している。最後に、パネルは既に問題の措置はメキシコ国内生産に保護を与えることを認定しており、メキシコ自身も国内の砂糖余剰の相殺を目的とした措置であることを自認している。このことも当該措置が遵守確保のために考案されたとするメキシコの主張を弱めるものである (paras.8.186-8.189)。

iii) d号における「法令」の定義一辞書上の意味も一般的に過ぎ、d号にも、また仏・西の正文にも手がかりはない。よって文脈の検討を要するが、「法令」は「遵守を確保するために」と最も密接に結びついており、その意味を勘案すると「法令の遵守を確保するために」を一体として見る必要がある。そのため、「遵守を確保する」についての結論同様、「法令」には国際協定を含まないこととなる。両当事国は他の GATT 条文および WTO 協定における「法」または「規則」の文言を援用しており、多くは国内法令を意味する一方、一部 WTO の機関が制定する国際的な性質のものもあるが、後者は決定的ではなく、上記の結論を減じるものではない (paras.8.193-8.196)。

国際合意の国内法令における直接的効力の問題は本件とは無関係である。ある国際協定が国内法の一部になるとしても、本件で問題となるのは国際的側面であることに変わりはない (para.8.196)。

iv) 結論—メキシコの LIEPS は、GATT 第 20 条 d 号の「法令の遵守を確保するため」の措置に該当しない (para.8.198)。

必要性：問題の措置が遵守確保のための措置と認められなかったため、判断は不要である。案件によっては上級委員会の審理を補助する目的で残余の項目を検討することもあるが、遵守確保措置の具体的な性質を勘案せずに必要性を検討することは不可能であり、本件ではかかるアプローチは取れない (para.8.202)。

柱書：問題の措置は d 号に適合しないので、柱書の検討は不要とする (para.8.203)。

結論：メキシコは問題の措置が GATT 第 20 条により正当化されることを立証できなかった (para.8.204)。

### (3) 上訴国・被上訴国の主張

メキシコはパネルの「法令」の解釈は誤りであり、WTO 協定のいずれの規定にもここから国際協定を排除する規定はないと主張した。対して米国はパネルの判断を支持し、メキシコの主張は WTO 協定を含む国際協定の遵守確保措置を DSU 外で取ることを容認する点で DSU 第 23 条に、DSB の承認を経ない譲許停止を認める点で同第 23 条に整合しないと反論した (paras.64-65)。

### (4) 上級委員会の判断

「法令」の文言の検討から始めることが有用と考える。過去に d 号が援用された GATT および

WTO 紛争は、国内措置に関するものである。また、複数形の「法 (laws)」を見て直ちに国際法を想起する者はいない。ある国内立法は国際協定を実施するが、これも国内法である。この「法令」は加盟国内の法体系の一部をなす規範であり、他の加盟国の国際協定実施を確保する措置は含まない (para.69)。

d号の「法令」の例示リストもこの結論を支持する。これらは典型的に国内法令の課題である。また、これらの事項には国家企業を含む様々な経済主体および政府機関が関与する。かかる「法令」の解釈は文脈にも適合する。GATT 第 20条 h号は政府間商品協定に言及するが、かかる明示の国際合意への言及は「法令」に暗示的に国際合意が含まれるとする解釈と矛盾する。また、GATT 第 10条第 1項も、同一条文内で「法令、司法上の判決及び行政上の決定」と「国際貿易政策に影響を及ぼす取極」を峻別しており、「法令」が国際合意を含むのであれば、かかる峻別は不要であろう (paras.70-71)。

他方、「遵守を確保する」は、d号で正当化される措置の類型に言及する文言であり、正当化される措置のねらい (design) に関する。遵守確保の法令以外はd号で正当化されないのであり、「法令」の範囲を国際協定にまで拡大することはない。むしろ「遵守を確保する」はd号の範囲を確定する文言である (para.72)。

上級委員会は、パネルによる確実性の要請および米国・賭博サービス事件上級委員会報告への依拠を誤りとするメキシコの主張に同意する。同事件は GATS 第 14条 a号の必要性要件に関するもので、遵守確保に関係しない。(たしかに) 措置の目的に対する貢献 (contribution) は、d号における措置の必要性判断の利益衡量要素である。しかし、必要性の検討から遵守確保に適用される確実性の要件が派生する理由は見いだせない。結果に絶対的確実性はなくともある措置は遵守確保のために考案されたものと言えるし、強制が遵守確保に不可欠とも思われず、むしろd号は措置のねらいが「法令」の遵守確保に貢献することを要求している (para.74)。

しかしながら、上記のパネルの誤りには同意するも、「遵守を確保」される法令は国内法に限られるので、メキシコの主張は失当である。メキシコは米国・エビ輸入制限事件履行確認上級委員会報告を援用しているが、本件とは無関係である。同事件は GATT 第 20条 g号の下で国内規制に関するものであり、ウミガメ保護に関する米州協定への言及は同条柱書の文脈でなされたものである。また、米国は他国の米州協定の遵守確保のため措置の正当化を求めている。また、米国が主張するように、メキシコの解釈はd号を他加盟国の WTO 協定遵守確保のための措置の正当化に援用を許すことになり、GATT 第 23条第 2項および DSU 第 22条および同 23条の譲許停止に関する規定を侵害し、また一方的な判断で協定不整合な措置の発動を許す点でもこれらの条文に反する。また、メキシコのd号の解釈では関連国際合意の違反が前提となり、パネル・上級委員会は DSU に想定される職務ではない非 WTO 紛争の判断を行わねばならなくなる (paras.76-78)。

以上のように、上級委員会はパネルの判断理由の一部と異なる理由により、パネルの判断を支持する (paras.79-80)。

メキシコによる必要性要件の分析完遂の請求については、問題の措置はd号の遵守確保措置に該当しないというパネルの判断を支持したので、不要とする (para.81)。

メキシコは、メキシコは問題の措置が米国の NAFTA 遵守の確保に貢献することを立証できなかったとしたパネルの判断につき、パネルは事実の客観的な評価を怠り、DSU 第 11 条に違反したと上訴している。かかるメキシコの請求は既に誤りであると判断した解釈に基づくものであるから、当該請求を退ける (paras.82-83)。

## J. メキシコによる追加的請求

### (1) 当事国の主張

メキシコは、他のフォーラムにおける国際的手続におけるメキシコの適切な防御を害するおそれのある認定を避けるようにパネルに求めた。具体的には、甘味料紛争を NAFTA で解決するよう当事国に勧告すること、認定・勧告の提示にあたり他の国際法、特に NAFTA 第 11 章紛争における当事国の法的権利を予断しないことを明示するよう求めた (para.8.205)。

メキシコは、パネルは当事国により提示された争点につき全て判断する法的義務を協定上負わないと主張する。メキシコによれば、GATT 第 22 条・第 23 条の書き振りは勧告 (recommendations)、あるいは決定 (aruling) を「適当に (as appropriate)」な権限を締約国団に与えており、パネルは何が個別案件において適当であるかを決定する権限を有している。更にメキシコは、GATT1947 が GATT1994 になるにあたり、第 22 条・第 23 条は改正されなかったこと、DSU 第 3 条第 1 項は 1947GATT 第 22 条および第 23 条の下で適用される紛争処理の原則に従うと規定していること、DSU 第 3 条第 7 項にかかる柔軟性が具現化されていること (当事国の満足のゆく解決の優先、紛争解決の目的における違反措置の撤回があくまで「通常 (usually)」であること)、DSU 第 11 条は明確な解決の確保に当事国がとるべき手段の勧告はパネルの裁量であると明示していること、ならびに本件パネルの付託事項もかかる柔軟性を保障していることを主張している。メキシコは、パネルの本件判断は明確な解決を確保せず、相互に受け入れることが可能な解決に帰結しないと主張している。(paras.8.206-8.210)。

メキシコは、追加的にパネルに一定の事実の認定を求めた。それには、米墨が甘味料の特恵的市場アクセスについて二国間協定を交渉したこと、メキシコの米国砂糖市場アクセスに関してより広い紛争が存在していること、当該案件につき米国が NAFTA 紛争解決手続への付託を拒んでいること等が含まれる。最後に、メキシコは自国の発展途上国としての地位への考慮を求めた (paras. 8.211-8.212)。

これに対して米国は、メキシコの議論は問題の措置の WTO 協定整合性に関する本件紛争に無関係であってパネルの検討を要しない、またパネルの勧告は DSU 第 19 条により問題の措置の WTO 整合性のみに限られる、と反論した。メキシコの実事認定の請求については、法的問題を含み、またかかる事実自体にも米墨間で争いがある、またかかる事実は本件のパネルの責務を果たすにあたり不要である、と反論した (paras.8.213-8.214)。

### (2) パネルの判断



パネルの裁量：メキシコは、要するに、パネルはDSU第19条第1項から乖離する裁量を有すると論じている。その証左としてメキシコはDSU第3条第1項を援用するが、これはGATT第22条・第23条への言及のためである (paras.8.215-8.217)。

しかし、GATT第22条にはパネルが問題の措置の違反を認定しつつ勧告・裁定を行わない権限は規定されていない。また、GATT第23条は「適当に」勧告・決定を行うことを規定しているが、この裁量はパネルではなく締約国団(現行ではDSB)のものである。また、GATT第23条はGATT1947起草後のパネル制度利用の発展を踏まえたDSUと切り離して解釈すべきではなく、そのDSUはパネルの勧告に関する裁量を「適切に」の文言で形容していない。また、勧告・決定が「又は」で結ばれていることは、双方の選択肢が相互排他的であることを意味しない。この表現はパネルの違反認定を含み、またそれには不可避的に勧告が伴うので、単に「又は」の使用はパネル・締約国団が取り得る行動の列挙のために過ぎない。また、メキシコの云うようにGATT第22条・第23条全体がパネルに裁量を与えているように解釈することもできない (paras.8.218-8.222)。

DSUについても、メキシコが援用する第3条第7項第2文(「・・・紛争に関する明確な解決を確保すること・・・」)は、パネルの役割を規定する明確な規範に照らしてあまりに一般的過ぎる。また、同第4文(「・・・同制度の第一の目的は、通常・・・当該措置の撤回を確保すること・・・」)は、協定違反が存在し、当事国に満足のゆく解決が存在しない場合の望ましい紛争の帰結を述べたに過ぎない。よって、「通常」の文言は、措置撤回がない場合の予備的解決を規定した同項の残余の文言と併せ読むと、メキシコの云うような意味はもたない。DSU第11条については、メキシコはパネルは同条に規定される事項を「行う (shall)」でなく、「行うべきである (should)」と規定され、一定の裁量を有すると主張するが、この「べきである」は、義務的な性格を有することは累次上級委員会が強調しており、事項の重大性に鑑みそれ以外の解釈は許されない。本件付託事項については、基本的にDSU第7条第1項に由来した書き振りであり、勧告・決定への言及はGATT第23条第2項の文言を直接反映している。よって、上記のGATT第23条に関する本件パネルの判断がそのまま該当するので、やはり同条もメキシコの主張を支持しない。DSU第19条第1項も、違反認定には是正勧告が伴うという前述のパネル・上級委員会の法的義務を確認するものであり、本件パネルは同項からの逸脱の裁量を認めないことから、かかる裁量の行使に関するメキシコの請求を検討できない (paras.8.223-8.230)。

メキシコの請求による事実認定：請求に含まれる事実の一部は、本件解決に関連するかぎり、既に本件で考慮され、認定に記載されている。両国はNAFTAにおける甘味料紛争の存在を認めるが、当該紛争は別個の国際協定であるNAFTA下の紛争であり、仮に当該案件がWTO協定の範囲にあるとしても、DSU第3条第10項により、本件の申立てと対抗するために行われる別個の問題についての申立て (counter complaints) を関連付けることはできない (paras.8.231-8.232)。

途上国としての地位：パネルはDSU第12条第11項の重要性を認識し、時間枠組みの設定等でメキシコの途上国としての地位に配慮した。メキシコはそれ以上の追加的な考慮の根拠となる条文を特定していない (paras.8.233-8.234)。

## K. 結論および勧告

### (1) パネル

以上のことから、メキシコの飲料税・流通税は、(i) 輸入甜菜糖について GATT 第 3 条第 2 項第 1 文に、(ii) 液糖について GATT 第 3 条第 2 項第 2 文に、(iii) 輸入甜菜糖・輸入液糖双方について GATT 第 3 条第 4 項に、および(iv) 清涼飲料について GATT 第 3 条第 2 項第 1 文に、それぞれ違反する。また、記録要件は輸入甜菜糖・輸入液糖双方について GATT 第 3 条第 4 項に違反する。また、これらの措置は GATT 第 20 条 d 号で正当化されない (paras.92-93)

DSU 第 3 条第 8 項により、義務違反があった場合、反証のないかぎり無効化・侵害を構成するものとする。よって米国の GATT 上の利益は無効化・侵害を受けている。パネルは、問題の措置を GATT 上の義務に適合させるようメキシコに要請すべく、DSB に勧告する (paras.93-95)。

### (2) 上級委員会

パネルの結論を支持し、問題の措置を GATT 上の義務に適合させるようメキシコに要請すべく、DSB に勧告する (paras.85-86)。

## V. 解説

### A. 本件の背景 —NAFTA における米墨砂糖紛争とのかかわり—

上記評釈中にも再三言及されるように、本件は 90 年後半より続く米国によるメキシコ産砂糖の市場アクセス約束違反をめぐる紛争に密接に関連している。メキシコによれば米国は NAFTA 附属書 703.2 第 15 項及び 16 項の義務を履行しておらず、この点についてメキシコは NAFTA 第 20 章紛争解決パネルの設置を要請した。しかしながら米国はパネリスト選任手続において牛歩戦術を繰り返し、設置要請から 6 年を経過しても、未だパネリストの決定に至らない<sup>3</sup>。かかる状況下において、メキシコは米国の対応について対抗手段を講じており、その一環として争われたのが、メキシコ・液糖 AD 税事件 (DS132) であり、また本件である。本件については別途米国企業の提訴により、2 件の NAFTA 第 11 章パネルが設置されており<sup>4</sup>、最近その併合審理に関するメキシコの請求を退ける仲裁判断が示された<sup>5</sup>。

### B. 手続的論点

<sup>3</sup> 本件の概要につき、以下を参照。Rodolfo Cruz Miramontes, *The North American Free Trade Agreement and the So-Called Parallel Letters* 3 MEX. L. REV. 3 (2005), <http://info8.juridicas.unam.mx/cont/3/arc/arc3.htm>.

<sup>4</sup> *Com Products International, Inc. v. Mexico*, ICSID Case No. ARB(AF)/04/1; *Archer Daniels Midland Co. v. Mexico*, ICSID Case No. ARB(AF)/04/5.

<sup>5</sup> *Com Products International, Inc. v. Mexico, and Archer Daniels Midland Company v. Mexico*, 20 ICISD REV. FOREIGN INVESTMENT L.J. (2006).

## 1. パネルによる管轄権および勧告権限の不行使

国際法研究においては、昨今の国際裁判所の多様化に対応し、複数の相互に関係し、時に競合する手続間におけるフォーラムショッピングや複数判決の齟齬をいかにして防ぎ、また調整するかについての関心が高まりつつある<sup>6</sup>。国際経済法分野も例外ではなく、地域経済統合の隆盛とそれに伴い予想される WTO 紛争との事実上の関連ないしは管轄権の競合に伴う混乱（パウウェリン（Joost Pauwelyn）の言辞によれば、紛争解決手続の「スパゲティボウル」現象化）が懸念されるが、本件はその一端が具現化したものと言える<sup>7</sup>。

これまでも、本件のような紛争解決フォーラムの競合を理由に、パネルの管轄権不行使を被申立国が請求した事案が見られたが、パネルはこれを認めてこなかった。アルゼンチン・鶏肉 AD 税事件においては、先行する MERCOSUR の臨時法廷（Ad Hoc Tribunal）が全く同一当事者間の同一措置に関する紛争について先に判断を示したにもかかわらず<sup>8</sup>、パネルはその管轄権不行使および先行判断の拘束力を否定した。アルゼンチンは、ブラジルが MERCOSUR への紛争付託により WTO への付託を差し控える期待を生じさせたため、禁反言（estoppel）に反しており、また MERCOSUR は WTO 協定にとって条約法条約第 31 条第 3 項 c の国際法の関連規則を構成するので、パネルは MERCOSUR の判断に拘束されると主張したが、パネルは同意しなかった<sup>9</sup>。また、後の EC・鶏肉関税分類事件パネルも、WTO と WCO との同一問題に対する管轄権の競合をより明白に意識していたにもかかわらず、本件類似の理由で判断回避および紛争の他フォーラムへの送致の裁量を否定した<sup>10</sup>。

翻って本件では、V. A. に述べた事情から、WTO 紛争解決手続のほかにも、関連する問題について NAFTA 第 11 章手続、同第 20 章手続が並行して進められた。このため、メキシコは先決的問題として、本件パネルによる管轄権の不行使と NAFTA における解決の勧告を請求した。パネル・上級委員会は、主として DSU 第 11 条および付託事項に規定されるパネルの責務、DSU 第 3 条第 3 項および同第 23 条に基づくパネルの判断を仰ぐ加盟国の権利等を根拠に、管轄権不行使の裁量をパネルが有しないと判断したことは、本稿 IV.A. で説明した。

<sup>6</sup> 山形英郎「国際裁判の多様化」『国際法外交雑誌』第 104 巻 569 頁以下所収（2006）。

<sup>7</sup> Joost Pauwelyn, Notes, Comments and Developments, *Adding Sweeteners to Softwood Lumber: The WTO-NAFTA Spaghetti Bowl Is Cooking* 9 J. INTL ECON. L. 197 (2006).

<sup>8</sup> Laudo del tribunal arbitral ad hoc del MERCOSUR constituido para decidir sobre controversia entre la república federativa de brasil y la república argentina sobre “aplicación de medidas antidumping contra la exportación de pollos enteros, provenientes de brasil, (RES. 574/2000) del ministerio de economía de la república Argentina, <http://www.mercosur.int/msweb/SM/es/Controversias/IV%20LAUDO.pdf> なお本件判断はスペイン語のため、法的請求の異同の検証は筆者の能力を越えるので、未確認であることを付言しておく。

<sup>9</sup> Argentina—Definitive Anti-Dumping Duties on Poultry from Brazil: Report of the Panel, WT/DS241/R, paras.7.37-7.39 (Apr. 22, 2003).

<sup>10</sup> European Communities—Customs Classification of Frozen Boneless Chicken Cuts: Report of the Panel, WT/DS286/R, paras.7.54-7.59 (May 30, 2005). 川瀬剛志「EC の冷凍骨なし鶏肉の関税分類」『WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査研究報告書 XVI』217 頁以下所収、265 頁（2006）。同事件の履行期間決定仲裁において、同一事項について異なる判断を WTO と WCO が行った場合の混乱につき懸念が示され、より明確に本件問題に関する両者の管轄権競合が WTO において意識されていたことがわかる。European Communities—Customs Classification of Frozen Boneless Chicken Cuts: Arbitration under Article 21.3(c) of the DSU, WT/DS269/13, WT/DS286/15, paras.54-56 (Feb. 20, 2006).

加えて、パネル・上級委員会共に述べるように（各 para.7.14、para.54）、本件および関連の NAFTA 紛争は、別の問題（墨の飲料課税による内国民待遇違反／米の砂糖市場アクセス約束違反）を、別の当事国（両紛争で申立国・被申立国が逆）が、別の法的請求（GATT 第3条違反／NAFTA 市場アクセス違反）について争うもので、両紛争は既判力（*res judicata*）が作用する範囲内にはないことが指摘される<sup>11</sup>。更にパネル・上級委員会とも、NAFTA2005 条第6項（排除条項）<sup>12</sup>に言及しているが、双方の案件が少なくとも法的請求の同一性以外の2点について同一紛争の要件を満たすのであれば、メキシコは同項を援用できるが、逆にその援用がないことは2件の紛争がいかなる意味においても別個の紛争であることを示している。

他方、これらの判断の一方で、本件上級委員会が一般論としてパネルの管轄権行使を妨げる状況は全く存在しないとほしなかった点にも留意すべきである（para.54）。この点は、特に本件においては非 WTO 法の適用の可否と密接に関連する問題であるので、改めて2. で論じる。

また、本件では、メキシコはホルジョウ事件 PCIJ 判決（1927）を援用し、本件における米国の訴えについて判断することは、同判決の法理に反すると主張した。同事件は、ポーランド領上部シレジアの窒素工場がポーランドに収用された際、当該地域のポーランド割譲以前に同工場に土地を提供したドイツが PCIJ において損害賠償を請求したものである。この際ポーランドは、両国の資産について規定したジュネーブ条約に従い、私人の財産権侵害についてはドイツ・ポーランド混合仲裁裁判所へ訴訟を提起すべきであり、これを窒素会社が尽くしていない事実を援用して PCIJ の管轄権を争った。これに対して PCIJ は、ポーランドの収用自体がジュネーブ条約違反であるため、正規の収用に関する案件のみを扱える同裁判所の手続を窒素会社が援用できなかったことから、ポーランドの抗弁を退けた。曰く、かかる原則は「国内裁判所と同様に、国際仲裁においても一般に受入れられた原則である（It is... a principle generally accepted in the jurisprudence of international arbitration, as well as by municipal courts...）」<sup>13</sup>

このホルジョウ工場判決の法理を一般化すると、被申立国による違法行為が申立国による他の司法フォーラムへの案件付託が妨げる場合、被申立国は当該他フォーラムの手続を消尽していない事実を援用して、国際裁判所の管轄権を争えない、というものである。これに対して本件では、申立国による違法行為が被申立国による他の司法フォーラムへの案件付託が妨げる場合、被申立

<sup>11</sup> Pauwelyn, *supra* note 7, at 200-201. 既判力が作用するためには、異なるフォーラムに付託された紛争がいわゆる同一紛争でなければならない。山形前掲注（6）50-55 頁参照。もっとも、既判力の法理については、どの程度その援用によりパネルが自らの管轄権の否認を行いうるのかに関して、必ずしも明らかではない。この問題をインド・自動車輸入制限事件パネルが論じているが、同パネルはその WTO 協定上の地位が不明確であるとして、既判力の一般的適用可能性に関する判断を回避した。India—Measures Affecting the Automotive Sector: Report of the Panel, WT/DS146/R, WT/DS175/R, paras. 7.58-7.60, 7.102-7.103 (Dec. 21, 2001). 一般論として国際紛争解決・処理手続の多元化の調整原理として既判力に高い信頼を置く見解も見られるが（小寺彰『パラダイム国際法—国際法の基本構成—』193-94 頁（2004））、WTO においては未だ評価は困難と言える。

<sup>12</sup> “Once dispute settlement procedures have been initiated under Article 2007 or dispute settlement proceedings have been initiated under the GATT, the forum selected shall be used to the exclusion of the other; unless a Party makes a request pursuant to paragraph 3 or 4”

<sup>13</sup> Case concerning the Factory at Chorzów (Claim for Indemnity) (Jurisdiction) (Germany v. Poland), 1927 P.C.I.J. (Ser. A) No. 9, at 31 (July 26, 1927). 東寿太郎「国家責任の解除—ホルジョウ工場事件—」『国際法判例百選（別冊ジュリスト No. 156）』136 頁以下所収、137 頁（山本草二ほか編、2001）。

国は当該他フォーラムの手続を消尽していない事実を援用して、国際裁判所の管轄権を争える、という主張であり、前者の法理とは全く異なる。この点は上級委員会報告書 (fn.115) でも指摘される所であり、メキシコの主張を失当とする上級委員会の判断は妥当であろう。

加えてメキシコは、管轄権行使の場合について、進行中の NAFTA 第 11 章仲裁手続におけるメキシコの防御権を害さないよう、一定の認定の回避と当該手続における法的問題について予断しない勧告を行うことを求めている。メキシコの主張は多岐にわたり必ずしも明確には思われませんが、パネルはこれを DSU 第 19 条第 1 項に規定されるパネルの勧告権限の修正にかかる請求と理解し、パネルによる問題の措置の協定違反の認定および当該措置の是正勧告を回避することの請求と理解している。この点については、上述のとおりパネルは、一度管轄権を行使し、最終的な判断に至った場合は、措置を協定違反と認定すれば、かかる認定と勧告をセットとして行うことを義務と捉えている。

## 2. 非 WTO 法の適用

A. に述べたような背景から本件では非 WTO 法の適用が重要な争点になっているが、この点に関して上級委員会は以下の二つの局面において判断を行っている。

第一に上級委員会は、米国の NAFTA 違反を理由としてメキシコがパネルの管轄権不行使を請求した点につき、NAFTA パネルの判断や NAFTA の排除条項の援用に言及するなど、一定の条件が整った場合にはその理由としての非 WTO 法を援用しうる可能性を示唆している (para.54)。また、ホルジョウ法理の適用については、本件はそもそもその適用可能な状況に該当しないのでメキシコの主張を退けたが、かかる国際法の一般原則の適用可能性それ自体については、上級委員会は態度を明らかにしていない (para.56)。しかしながら、同じ文脈において、ホルジョウ法理適用の前提として NAFTA 自体への違反をパネルが認定することについては、上級委員会はかかる権限を明確に否定している (para.56)。第二に、上級委員会がメキシコの措置の GATT 第 20 条 d 号適合性を審理するにあたり、メキシコはその前提条件として米国の行為の非 WTO 法である NAFTA 違反を申し立てた。この点についても、パネルは判断する権限を有しないと論じた (paras.76-78)。

これらの判断は識者の関心を呼び、*International Economic Law and Policy Blog* において、その解釈について活発な議論が展開された。トラクトマン (Joel P. Trachtman) は、WTO 紛争解決手続における適用法規を厳密に WTO 実定法に限定する立場を取るが<sup>14</sup>、パネルが一般的に管轄権決定権

(Kompetenz-Kompetenz、あるいは *compétence de la compétence*)<sup>15</sup>を有することを認めつつも、特に上級委員会報告パラ 56 および 78 を引用しつつ、この判示を WTO 協定不遵守の抗弁として非 WTO 法の検討を行うことは一般的に許されないと理解している<sup>16</sup>。このため、非 WTO 法の援用により、

<sup>14</sup> Joel P. Trachtman, *The Domain of WTO Dispute Resolution*, 40 HARV. INTLL. J. 333, 342-43 (1999).

<sup>15</sup> 杉原高嶺『国際司法裁判制度』262-64 頁 (1996)。

<sup>16</sup> Posting of Joel P. Trachtman to *International Economic Law and Policy Blog*, [http://worldtradelawtypepad.com/ielpblog/200603/soda\\_pop.html](http://worldtradelawtypepad.com/ielpblog/200603/soda_pop.html) (Mar. 6, 2006, 8:52).

DSUに適合した管轄権の行使をパネルが差し控えることは許されないと説明する<sup>17</sup>。

これに対して一般国際法の適用を可能とする立場をとるパウウェリン (Joost Pauwelyn)<sup>18</sup>は、上記の上級委員会の判断をより限定的に解釈する。パウウェリンは、パネルはある措置の非 WTO 法適合性を判断する権限は否定したが、非 WTO 法の適用やその参照による WTO 協定の不適用を一般的に否定したものとは理解せず、本件で問題となっている管轄権の不行使や GATT 第 20 条 d 号の援用の前提として、非 WTO 法を参照できる局面がありうると主張する<sup>19</sup>。

この論争の評価については、後に自身で認めるように<sup>20</sup>、トラクトマンの判例解釈はやや行き過ぎている感がある。第一に、本件上級委員会は、あくまでメキシコの上訴理由にあるパネルの内在的裁量により管轄権不行使は正当化できないと述べるに過ぎない。第二に、ホルジョウ法理および GATT 第 20 条 d 号の文脈においては、パネルによる NAFTA 違反の認定の権能を否定したものであり、NAFTA および一般国際法の一般的な適用・参照の可能性について論じたものではない。以上のことは、パネル・上級委員会が非 WTO 法下の紛争を判断する権能を持たないことには一定の合意がある一方で<sup>21</sup>、例えば当事国が NAFTA パネルの判断を仰いだ後、あるいは NAFTA の排除条項が機能しうる状況であれば、パネルがこのことを理由に管轄権行使を自重する可能性を明確に否定したものではないと理解できる。この 2 点—すなわち、パネル・上級委員会による加盟国の個別具体的な行為に関する非 WTO 法違反の認定と、それ以外の局面での非 WTO 法の解釈・適用—の峻別については、本件報告書採択にあたり第三国参加国である EC も注意を喚起している<sup>22</sup>。

しかし他方で、本件上級委員会の書きぶりもやや過剰であることも指摘できる。上級委員会報告書パラ 56 は、“Accepting Mexico’s interpretation would imply that the WTO dispute settlement system could be used to determine rights and obligations outside the covered agreements.” (強調は筆者) と記している。バルテルス (Lorand Bartels) はこの一節を問題視し、DSU 第 3 条第 2 項の目的 (「対象協定に基づく加盟国の権利及び義務を維持し並びに・・・対象協定の現行の規定の解釈を明らかにする」) の範囲内で、パネル・上級委員会がロメ協定や IMF を解釈した例を示した<sup>23</sup>。すなわち、DSU 第 3 条第 2 項の目的の達

<sup>17</sup> Posting of Joel P. Trachtman to International Economic Law and Policy Blog, [http://worldtradelawtypepad.com/ielblog/200603/soda\\_pop.html](http://worldtradelawtypepad.com/ielblog/200603/soda_pop.html) (Mar. 6, 2006, 13:36).

<sup>18</sup> JOOST PAUWELYN, CONFLICT OF NORMS IN PUBLIC INTERNATIONAL LAW: HOW WTO LAW RELATES TO OTHER RULES OF INTERNATIONAL LAW 459-463 (2003).

<sup>19</sup> Posting of Joost Pauwelyn to International Economic Law and Policy Blog, [http://worldtradelawtypepad.com/ielblog/200603/soda\\_pop.html](http://worldtradelawtypepad.com/ielblog/200603/soda_pop.html) (Mar. 6, 2006, 13:41).

<sup>20</sup> Posting of Joel P. Trachtman to International Economic Law and Policy Blog, [http://worldtradelawtypepad.com/ielblog/200603/soda\\_pop.html](http://worldtradelawtypepad.com/ielblog/200603/soda_pop.html) (Mar. 6, 2006, 15:02).

<sup>21</sup> World Trade Lawnet Dispute Settlement Commentary for *Mexico – Tax on Soft Drinks (AB)*, at 9, <http://www.worldtradelawnet/dsc/dscpage.htm>.

<sup>22</sup> Dispute Settlement Body: Minutes of Meeting Held in the Centre William Rappard on 24 March 2006, WT/DSB/M/208, para.7 (Apr. 28, 2006).

<sup>23</sup> Posting of Lorand Bartels to International Economic Law and Policy Blog, [http://worldtradelawtypepad.com/ielblog/200603/soda\\_pop.html](http://worldtradelawtypepad.com/ielblog/200603/soda_pop.html) (Mar. 11, 2006, 4:06). See European Communities – Regime for the Importation, Sale and Distribution of Bananas – Recourse to Article 21.5 by Ecuador: Report of the Panel, WT/DS27/RW/ECU, paras.6.55-6.80 (Apr. 12, 1999); Argentina – Measures Affecting Imports of Footwear, Textiles, Apparel and Other Items: Report of the Appellate Body, WT/DS56/AB/R, para.69 (Mar. 27, 1998); European Communities – Regime for the Importation, Sale and Distribution of Bananas: Report of the Appellate Body, WT/DS27/AB/R, para.167 (Sept. 7, 1997).

成のために、単なる協定の文言の解釈基準として非WTO法の特定の規定に言及するのみならず<sup>24</sup>、更に踏み込んで非WTO法の権利・義務の明確化を求められる局面は実在する。

ただし、本件でのメキシコの主張は、バルテルスが明確にした現行DSU（特に第3条第2項のマンデート）内で許される非WTO法援用の外延を超えることには間違いはない。第一に本件管轄権問題の文脈では、WTO対象協定ではなくあくまでホルジョウ法理の「維持」のために米国の行為のNAFTA整合性を問うており、上記の場合に該当しない。第二にGATT第20条d号の文脈では、米国の砂糖輸入に関する措置についてNAFTA整合性の判断をパネルに強いることになり、単なるNAFTAの権利・義務の明確化を超える<sup>25</sup>。

以上の本件判示の範囲を踏まえ、一見したところ非WTO法の適用可能性に含みのある上級委員会の姿勢は、どのように評価すべきであろうか。バルテルスは、問題の上級委員会の言辞を、パネルが既判力その他の管轄権行使を自制する状況に余地を残すことで、自らの権限の限界および加盟国に対する謙譲（humility）を示したと解釈する<sup>26</sup>。しかしながら、バルテルスの評価は、DSU第3条第2項におけるパネル・上級委員会による管轄権決定権行使の外延を明らかにした上でのものではなく、非WTO法を援用した管轄権不行使は、少なくとも上記のバルテルスの論証から導かれる範囲を大きく超える。逆にトラクトマンは、本件判断の解釈はやや深読みであったにせよ、DSU第3条第2項から読み取れるパネル・上級委員会の権能にこのような非WTO法に基づく管轄権行使の否認が含まれることには、なおも強い疑問を呈することをためらわない<sup>27</sup>。

この点につき上級委員会の姿勢を表すひとつの証左として注目されるのは、最近のEC・砂糖補助金事件における禁反言（estoppel）原則の適用に関する判断である。同事件において、上級委員会は一般国際法上の原則に従って加盟国の紛争付託に関する権利を制約することには否定的であり、あくまでその適用はDSUに具現化されている範囲に限定すべきものと理解している<sup>28</sup>。これと呼応するように、本件上級委員会は、管轄権不行使の文脈での非WTO法の援用の余地は残す一方で、パネルの管轄権決定権が明文のDSUと矛盾してはならないと述べていることにも留意しなければならない（para.46）。これらを勘案すれば、結局のところ本件判断に見る「含み」も、仮に非WTO法の適用があったとして、本件固有の事実関係においてかかる非WTO法適用の条件が整っていないことを予め示し、適用可能性自体の検討を不要として先送る従来の判断の域を出ないと見るべきであろう。たしかにICJの一般国際法の解釈・適用の権限は国際司法裁判所規程第38条第1項の明示的なマンデートに基づくもので、海洋法裁判所も明文で適用が認められるのは海洋法条約の規程に反しない国際法に限られる（海洋法条約第293条第1項）。その意味においてWTOのみがその管轄権を制限する一般国際法を黙示的に適用すると仮定することには根拠に

<sup>24</sup> *E.g.*, United States—Import Prohibition of Certain Shrimp and Shrimp Products: Report of the Appellate Body, WT/DS58/AB/R, para.130 (Oct. 12, 1998). 岩沢雄司「WTO法と非WTO法の交錯」『ジュリスト』第1254号20頁以下所収、26-27頁（2003）。

<sup>25</sup> Posting of Bartels on Mar. 11, 2006, *supra* note 23.

<sup>26</sup> *Id.*

<sup>27</sup> Posting of Trachtman on Mar. 6, 2006, 15:02, *supra* note 20.

<sup>28</sup> European Communities—Export Subsidies on Sugar: Report of the Appellate Body, WT/DS265/AB/R, WT/DS266/AB/R, WT/DS283/AB/R, para.312 (Apr. 28, 2005).

乏しい<sup>29</sup>。

しかしながら他方で、NAFTAのみならず増え続ける地域経済統合協定とWTOの管轄権競合は今後一層の現実的対応を迫られる政策課題となる。また、厳密な管轄権競合の場合のみならず、本件のような相互関連性が極めて強い複合的な問題の一斉解決には、より総合的な紛争解決フォーラム間の相互調整を要することになる<sup>30</sup>。かかる状況下で、上級委員会にとっては、紛争処理を通じた国際通商法秩序の安定化を十分に機能させる「賢慮 (prudence)」<sup>31</sup>をいかにしてDSUの解釈に投影するかが、今後の課題となる。

## C. 実体的論点

### 1. GATT第3条

本件におけるGATT第3条の分析は、概して過去の判断を忠実に踏襲し、また、第2項第1文、同第2文、および第4項を通して審理したことから、さながら第3条適用のショウケースの様相を呈した。また、事実が単純であったこと、加えてメキシコが第3条違反の主張に対して殆ど反駁を加えることがなかったことから、困難な解釈論上の課題が提起されることはなかった。しかしながら、それでもなお以下の2点については、パネル段階の判断にとどまるものの、先例との比較において注目すべきであろう。

#### (1) 第2項と第4項の重疊的適用の可能性

米国の主張にあるように本件措置固有の事情に基づくものであるが、飲料税・流通税は税制措置として同種ないしは直接的競争関係にある輸入品に高く課税していると同時に、税制上のインセンティブにより国産品中心のサトウキビ糖の清涼飲料生産における使用を優遇しており、第2項・第4項双方に反する可能性がある。メキシコが財政的措置 (fiscal measure) か否かの区分によって、適用される条項が第2項および第4項のいずれかになると主張したにもかかわらず、パネルは同一措置について両項への適合性を検討した。このかぎりにおいては、一見して本件パネルは第2条・第4条を重疊的に適用したように見える。

しかし、この判断をそのように解釈することには以下の理由において争いのあるところであろう。第一に、パネルは第3条の解釈に基づいて両項の重疊適用を行ったわけではない。第二に、パネルは第4項の検討にあたり、飲料税・流通税について税制措置ではなくむしろ内国規制として検討する方が適切である場合に備え、既に第2項第1文違反を認定した当該税制措置の第4項適合性を検討すると述べている (paras.8.102,8.123)。このことから、本件措置のGATT第3条第2

<sup>29</sup> 参照、岩沢前掲注 (24) 22頁。

<sup>30</sup> 例えば本件では、メキシコはWTOにおいて本件措置の撤回義務を負い、不履行の場合は議論停止を課せられることに加えて、NAFTA第11章仲裁の判断いかんでは遡及的に損害賠償を負うことになるが、一方で米国の市場アクセス約束違反について救済の途は閉ざされている。Pauwelyn, *supra* note 7, at 202-203.

<sup>31</sup> 小寺前掲注 (11) 193-94頁。



項第1文該当性が上級委員会によって認められなかった場合に備え、パネルは予備的に第4項違反を検討したとも理解できる<sup>32</sup>。第三に、パネルは、パラ 8.113において、"the soft drink tax...*may be considered as measures that affect the internal use.*" (強調は筆者) のように、問題の措置の第4項該当性について断定的な表現を避けている<sup>33</sup>。特に第二の理由において、パネルは"*in the event that . . . measure should be considered more properly as measures affecting the internal use of sweeteners, rather than as internal taxes on sweeteners.*"と述べており、この表現からは2項と4項の適用を、むしろ択一的に捉えているように理解できる。

本件では両当事国が両項の適用範囲について争っており、本来パネルはこの点について態度を明確にすることを求められていた。これに対するパネルの対応は、第2項違反の認定と併せて条件付きで第4項違反も認定して重畳適用の余地を残しつつ、その有無の判断については巧みに上級委員会に転嫁するものであった。

## (2) 差別の意図と効果

第3条における差別の有無の判断にはその効果の認定を要しないことは、GATT1947の時代より累次明らかになってきた。例えば第2項に関しては米国・スーパーファンド税事件および米国・アルコール飲料事件両パネルは、第3条は競争機会の保護を目的としており、課税格差の僅少も通商上の効果も同項違反の認定において問われないことを示した<sup>34</sup>。第4項についても、米国・関税法337条事件パネルは同じく競争機会の平等の保護を理由として、輸入品差別の実際の結果 (actual consequences) ではなく潜在的な影響 (potential impact) に基づき判断すべきであり、個々の輸入 (each individual case of imported products) について不利な取り扱いがないことを確保する必要があると解釈した<sup>35</sup>。この点は、限定的ながら、WTO設立後の上級委員会の判断にも継承されている<sup>36</sup>。他方で意図についても、日本・酒税事件パネル・上級委員会が第2条 (第1文・第2文とも) の適用にあたり立法意思の斟酌を要件とすることを明確に否定しており、効果と併せてGATT第3条においていわゆる目的・効果テスト (aim-and-affect test) の適用がないことを明らかにした<sup>37</sup>。要

<sup>32</sup> 筆者報告 (2005.6.27) に対する川島富士雄委員コメント。川島委員は、飲料への課税を通じて間接的に甘味料に課税するという本件パネルによる第2条第1文の解釈・適用が上級委員会に覆る可能性があり、このためかかる予備的審理を要したと指摘する。

<sup>33</sup> 同上。パラ 8.45 やパラ 8.50 の "are indirectly subject"、あるいは "is a tax indirectly imposed" と比べると、断定表現を避けていることが、いっそう明確になる。

<sup>34</sup> United States—Measures Affecting Alcoholic and Malt Beverages: Report of the Panel adopted on 19 June 1992, GATT BISD 39S/206, para.5.6 (1993); United States—Taxes on Petroleum and Certain Imported Substances: Report of the Panel adopted on 17 June 1987, GATT BISD 34S/136, para.5.1.9 (1988).

<sup>35</sup> United States—Section 337 of the Tariff Act of 1930: Report by the Panel adopted on 7 November 1989, GATT BISD 36S/345, paras.5.11-5.14, 5.19 (1990).

<sup>36</sup> 本件の判断は第3条全体についてその後多くの上級委員会報告において引用されているが、あくまで第4項の保護法益を競争機会の平等と見る点を中心となっている。通商上の効果を要求せず個別の輸入について不利な待遇供与の防止を厳格に要求した点については、第2項およびTRIPS協定の内国民待遇に関連して援用されている。United States—Section 211 Omnibus Appropriations Act of 1998: Report of the Appellate Body, WT/DS176/AB/R, paras.261-63 (Jan. 2, 2002); Argentina—Measures Affecting the Export of Bovine Hides and the Import of Finished Leather: Report of the Panel, WT/DS155/R, paras.11.196, 11.260 (Dec. 19, 2000); Canada—Certain Measures Concerning Periodicals: Report of the Appellate Body, WT/DS31/AB/R, 29 (June 30, 1997).

<sup>37</sup> Japan—Taxes on Alcoholic Beverages: Report of the Appellate Body, WT/DS8/AB/R, WT/DS10/AB/R, WT/DS11/AB/R, paras.17-19, 27-28 (Oct. 4, 1996); Japan—Taxes on Alcoholic Beverages: Report of the Panel, WT/DS8/R, WT/DS10/R, WT/DS11/R, paras.6.16-6.18, 6.33 (July 11, 1996).

するに、GATT1947最末期（90年代前半）の限られた数件のパネルの判断を除き、GATT第3条の適合性の判断基準は、もっぱら同種の（または直接競争的・代替可能な）製品の差別の有無、およびそのうち一方への不利な待遇の供与の蓋然性が中心であったと考えてよい。

これに対して本件パネルは、WorldTradeLaw.net評釈の指摘によれば、こうした厳格な「同種の産品」アプローチを取ると随所で明言しながらも、頻々と差別の意図と効果に言及しており、実質的に効果アプローチによって第3条違反を認定しているように見える<sup>38</sup>。この点を先例との比較において詳しく検討すると、以下のように説明できる。

第2項第1文：日本・酒税事件以来第1文の審理において意図へ言及した先例はなく、本件もこれを踏襲している。他方、効果については、傍証としても事実認定を行った先例はなく、この点で本件は従来の判断と異なる。

第2項第2文：「国内生産に保護を与えるように」の審理において、上級委員会は既にWTO初期から主観的な意図と効果を勘案してきた。日本・酒税事件において、上級委員会は、国産品保護目的は課税格差の程度や措置の「デザイン、設計、および明らかになった（＝隠れた）構成」（design, architecture, and revealing structure）（いわゆる客観的意図）で判断されると述べ、立法者意思（いわゆる主観的意図）の斟酌を要しないと<sup>39</sup>。更にチリ・酒税事件上級委員会報告書は、第2文は全ての輸入直接競争産品と国産品の競争条件の平等を規定すると、第4項に関する米国・関税法337条事件パネル報告書に類似した解釈を示しており<sup>40</sup>、ここからも直接競争的な国産品の優遇の効果は要求されないことが伺える。しかしカナダ・雑誌事件では、上級委員会は当局の保護主義的意図の言明、および市場において問題の措置がもたらす効果（effect）ないし結果（result）に言及している<sup>41</sup>。チリ・酒税事件パネルが説明するように、後者でも国産品保護目的は課税格差や客観的意図を中心に立証される点は何ら変更なく、意図・効果の検討を要件化したわけでも、また被申立国の抗弁として認容したわけでもない。意図や効果はあくまで傍証にとどまる点で、カナダ・雑誌事件上級委員会は判例変更を行ったわけではない<sup>42</sup>。

たしかに第2項第2文に言及される第1項の国産品保護に関する言及は、「～ように（so as to...）」と明らかに目的を指しており<sup>43</sup>、文言それ自体が措置を適用する加盟国の意思の検討を排除するものではない。また、日本・酒税事件上級委員会が述べているように、立法者意思は立証・検討が「不要（not necessary）」なのであり、パネル・上級委員会にはむしろ広く他の要素にも注意を払うべきことが奨励されるため<sup>44</sup>、意図や効果も排除されない。

翻って本件判断では、国産品優遇の判断にあたり、非サトウキビ糖含有の清涼飲料にのみ課税されており、また国内生産がサトウキビ糖へ圧倒的に傾斜していることから、措置がもっぱら輸

<sup>38</sup> WorldTradeLaw.net Dispute Settlement Commentary for *Mexico - Taxes on Soft Drinks (Panel)*, at 17-18, <http://www.worldtradelaw.net/ds/dscpage.htm>.

<sup>39</sup> Japan - Alcoholic Tax AB Report, *supra* note 37, at 27-29.

<sup>40</sup> Chile - Taxes on Alcoholic Beverages: Report of the Appellate Body, WT/DS87/ABR, WT/DS110/ABR, paras.52, 67 (Dec 13, 1999).

<sup>41</sup> Canada - Periodicals AB Report, *supra* note 36, at 30-32.

<sup>42</sup> Chile - Taxes on Alcoholic Beverages: Report of the Panel, WT/DS87/R, WT/DS110/R, paras.7.114-7.120 (June 15 1999).

<sup>43</sup> “so as to”は“in order to”と定義される (<http://www.thefreedictionary.com>).

<sup>44</sup> Japan - Alcoholic Tax AB Report, *supra* note 37, at 29.

入品にのみ影響するという効果が先に論じられ、先例が比較的最初に着目する直接的競争製品の課税格差は「追加的な証拠 (additional evidence)」と位置づけられている (paras.8.86-8.87)。仮に効果を無関係とするなら、本件パネルが認定したように直接競争の製品の課税格差が大きく、このことにより国産サトウキビ糖に対して輸入液糖が競争条件において劣位におかれると抽象的に判断すれば、事足りたはずである<sup>45</sup>。このことから、微妙ながら効果を重視する本件パネルの姿勢が伺える。

第4項：先に述べたように、「不利でない待遇」に関する米国・関税法 337 条事件 GATT パネル報告の判断を踏襲すれば、効果理論は基本的に排除される。WTO 設立後の第4項に関する案件は「法律上の差別」案件が中心であり、効果を議論の議論に及ぶ案件は見られなかった。

しかしながら、傍論 (*obiter dictum*) ではあるが、EC・アスベスト規制事件上級委員会は、当該要件の解釈において、同種の製品の待遇が異なるだけでは第4項違反を構成せず、内国規制によって同種の国産品群より同種の輸入品群が不利な取り扱いを受けていることが求められると述べた<sup>46</sup>。この一節は、ある規制により同種である輸入品の一部が不利に取り扱われていても、同程度に国産品の一部が不利に取り扱われていればこれを差別とは見なさないと理解され、従来の輸入品個々に対する差別の可能性に着目した米国・関税法 337 条パネルが示す判断基準を上級委員会が修正し、正に差別の効果（「非対称な影響 (asymmetry impact)」または「異なる影響 (disparate impact)」) の検討を求めるものと理解された<sup>47</sup>。

これに続くドミニカ・タバコ関連措置事件においては、上級委員会は、「不利な待遇」要件の解釈・適用にあたり、単なる競争条件への悪影響 (detrimental effect) では不十分であり、製品の外国原産に関連しない要因または状況 (unrelated to the foreign origin of the product) によって悪影響が説明される場合、かかる措置は輸入品に不利な待遇を供与しているものとは見なしていない<sup>48</sup>。この判断もまた、一見すると、事実上の差別であれば、それがいかに原産地別 (国産か否か) の差別に帰結し、輸入品に悪影響を及ぼすかを具体的に検証することを要求するように理解できる<sup>49</sup>。

本件パネルはこうした一連の判断を受け、措置の構造から相互に同種であるサトウキビ糖甘味

<sup>45</sup> この点は日本・酒税事件パネル報告の検討と比較すれば明確になる。Japan-Alcoholic Tax Panel Report, *supra* note 37, at paras.6.33-6.35.

<sup>46</sup> European Communities—Measures Affecting Asbestos and Asbestos-Containing Products: Report of the Appellate Body, WT/DS135/AB/R, para.100 (Mar. 12, 2001) ([E]ven if two products are "like", that does not mean that a measure is inconsistent with Article III:4. A complaining Member must still establish that the measure accords to the group of "like" imported products "less favourable treatment" than it accords to the group of "like" domestic products.)

<sup>47</sup> Lothar Ehring, *De Facto Discrimination in WTO Law: National and Most-Favored-Nation Treatment—or Equal Treatment?* 36 J. WORLD TRADE 921, 942-47 (2002); Donald H. Regan, *Regulatory Purpose and "Like Products" in Article III: 4 of the GATT (With Additional Remarks on Article III:2)*, 36 J. WORLD TRADE 443, 470 (2002).

<sup>48</sup> Dominican Republic—Measures Affecting the Importation and Internal Sale of Cigarettes: Report of the Appellate Body, WT/DS302/AB/R, para.96 (Apr. 25, 2005).

<sup>49</sup> World Trade Lawnet Dispute Settlement Commentary for *Dominican Republic - Cigarettes (AB)*, at 8, <http://www.worldtradelaw.net/ds/ds302page.htm>. なお、この製品の外国原産に関連する要因・状況が何を意味するのかは明確ではないが、悪影響に加えてかかる要因を要求していることは一見して明示的な国産・輸入の区別まで要求するものと理解できる。仮にそのように理解した場合、第4項は一切事実上の差別に適用できないことになり、極めて不都合な事態を招く。従って、この判示は、一見原産地中立的な客観的基準であっても、例えば生産の偏在等に起因して実際に偏って輸入品に不利に作用し、悪影響が生じている状況を想定しているものと理解すべきであろう。

料と非サトウキビ糖甘味料につき、税制上のインセンティブの非対称によって、後者が不利に取り扱われることを認定し、その後に輸入が非サトウキビ糖系甘味料に偏重していることから、専ら輸入品に不利な待遇を与えるものと認定している (paras.8116-8.122)。このとき、特に外国原産の差別基準については明示的に触れていないが、メキシコ国産・米産の甘味料の種類の違いから、当該措置が外国原産の差別であることを示唆している。

なお、後続の EC・バイテク産品規制事件パネル報告は、いっそう明らかに原産地別の差別を要求する姿勢を示し、同種の産品の差別であることの立証のみでは不十分とし、「不利な待遇」の立証には、申立国が原産地による差別の存在を立証する必要があると説示している<sup>50</sup>。パネルは上記の EC・アスベスト規制事件およびドミニカ・タバコ関連措置事件における上級委員会の判断に依拠しており、それ以前の判断については言及していないことから<sup>51</sup>、同パネルはここに判例変更があったものと理解しているように思われる。

評価と考察：以上のように本件判断は、意図および効果の実証を申立国の要件とするか、あるいは被申立国の抗弁として認めるという点からすれば、先例の変更ではない。本件パネルはあくまで伝統的な産品中心・差別の可能性重視の判断枠組みを維持しつつ、一方でその傍証として立法目的や差別の実体的効果に言及する域を出ない。しかしながら、第2項第1文では従来傍証としても言及されなかった差別の効果について議論が及んでいること、第2項第2文においては実体的効果を重視した議論の組み立てを行っていること、ならびに第4項においては EC・アスベスト規制事件における上級委員会傍論を継承しているとおぼしきことから、少なくとも効果についてはこれを重視しつつ第3条違反を認定するバイアスが強くなりつつあることを伺わせる。

本件パネルは、上記のように第2項1文および第4項における差別的効果に関する米国の主張に同意・認定するにあたり、その認定が必要か否かの有無については判断を控えるとコメントしている (paras.8.54, 8.115)。パネルは EC・アスベスト規制事件以後の上級委員会の判断に鑑み、差別の効果の実証が要求されつつあることを認識しながら、伝統的な GATT 第3条の厳格な産品の同種性および競争機会の平等の保証に立脚したアプローチからの転換が上級委員会によってどの程度明確に図られたと理解すべきかにつき逡巡しており、かかる留保を付しているものと推測できる。なお、このパネルの留保について、ECは DSB における採択にあたり、効果の検討がなれば全て同種の産品の差別が第3条違反に繋がることを危惧する発言を行っており、昨今の上級委員会の判断の趨勢を後押しする発言を行っている<sup>52</sup>。

なお、第2文については、パネルは効果の認定において留保を付していないが、これは上述のように国内生産保護要件において差別の効果を検討できることが先例より明らかであることによるものであろう。

<sup>50</sup> European Communities—Measures Affecting the Approval and Marketing of Biotech Products: Report of the Panel, WT/DS291/R, WT/DS292/R, WT/DS293/R, paras.7.2513-7.2524 (Sept. 29, 2006).

<sup>51</sup> *Id.* at para.7.2511.

<sup>52</sup> DSB Minutes on Mar. 24, 2006, *supra* note 22, at para.11.

## 2. GATT 第 20 条 d 号

### (1) 「法令 (laws and regulations)」の概念

本件の主要な争点のひとつは、d 号の「法令」概念が国際協定を含むか否かであるが、パネル・上級委員会は加盟国国内法のみを包摂すると判断した。この点は上級委員会の論旨は明快であり、特に説明を要するものとは思われないが、加えてレーガン (Don Regan) は、「法令」を形容する「この協定の規定に反しない」の一節からも、上級委員会の解釈が裏付けられるとしている。すなわち、WTO 協定の義務は全て個別加盟国の措置に宛てられたものであり、協定に違反するのはすべからずかかる個別加盟国の措置であることから、協定違反が問題になりうる「法令」は、必然的に国内法令に限られることになる<sup>53</sup>。

なお、第三国参加した EC は、自らが域内法秩序を EC 法の直接適用によって維持していることから、直接適用される国際法の取扱いについて高い関心を示した<sup>54</sup>。この点について、パネルは本件の文脈では国際合意の国際的側面が国際合意が「法令」に含まれるか否かの判断にあたり検討されるのであり、国内的側面は無関係であるとした (para.8.196)。ただし、当該パラグラフの判示はやや曖昧であり、国際的側面がある限りにおいてある法は「法令」から除外されることを示唆するようにも理解できる<sup>55</sup>。上級委員会はこの点にかかる EC の懸念に応え、更に踏み込んで直接適用される国際法は国内法の一部であると明記し (fn.148)、かかる国際法については d 号の「法令」に含まれる余地を示唆した。

### (2) 遵守確保要件

「遵守を確保するために (to secure compliance)」については、上級委員会はパネルの判断を一部修正しているが (para.74)、以下のように本件パネルの判断は韓国・牛肉事件上級委員会の判示と齟齬を来している。第一に、韓国・牛肉事件上級委員会報告は措置が遵守確保に「策定された (designed to...)」ことを要求したことを<sup>56</sup>、パネルはある措置をそのように認めるには遵守確保は不確実 (uncertain) であってはならず、場合により措置に強制力が求められると理解したが (para.8.185)、上級委員会はこれに同意しなかった。たしかに、文言はあくまで遵守確保を目的とすることのみを要求しており、事実国内行政法規でもインセンティブ等の非強制措置によって遵守が担保される場合があり得る。また、韓国・牛肉規制事件上級委員会は法令の執行水準 (level of enforcement) に加盟国の自由が保証されていると解釈したが<sup>57</sup>、仮に本件上級委員会が云うように仮にパネル

<sup>53</sup> Posting of Don Regan to International Economic Law and Policy Blog.

[http://worldtradelawtypepad.com/welpblog/2006/03/more\\_soft\\_drink.html](http://worldtradelawtypepad.com/welpblog/2006/03/more_soft_drink.html) (Mar. 13, 2006, 1041).

<sup>54</sup> Mexico—Tax Measures on Soft Drinks and Other Beverages (WT/DS308): Third Participant Submission Pursuant to Rule 24 (1) of the Working Procedures for Appellate Review by the European Communities, paras.40-41 (Jan. 6, 2006).

<sup>55</sup> “Thus, even if some of the rules of the agreement become part of national law as a result of a doctrine of direct effect, it remains the case that it is the international dimension of the agreement’s rules that needs to be considered when interpreting the phrase ‘laws or regulations.’”

<sup>56</sup> Korea—Measures Affecting Imports of Fresh, Chilled and Frozen Beef: Report of the Appellate Body, WT/DS161/ABR, WT/DS169/ABR, para.157 (Dec. 11, 2000).

<sup>57</sup> *Id.* at para.163.

が絶対的確定性 (absolute certainty) が要求されると考えるのであれば、執行水準は常にゼロトレランス (zero tolerance) が仮定されることになり、加盟国の自己決定権を侵すことになろう。

第二に、パネルは措置に遵守確保への貢献 (contribution) を求めているが (para.186)、上級委員会はこの遵守確保に無関係とした。韓国・牛肉規制事件上級委員会報告においては、貢献はむしろ必要性要件に含まれる利益衡量要素として位置づけられているので<sup>58</sup>、遵守確保の段階でこれを検討することは無用な重複であり、遵守確保要件と必要性要件の混同が指摘される<sup>59</sup>。

### 3. DSU 第 23 条における一般国際法上の対抗措置の位置づけ

本件において、メキシコは問題の措置を米国の NAFTA 違反行為に対する対抗措置として位置づけているように理解できる。他方、メキシコは対抗措置に関する一般国際法上の法理を援用して問題の措置を防御するのではなく、これを GATT 第 20 条 d 号の文脈において提起したが、具体的な d 号の解釈に反映させることなく、この点に関するパネルの判断を仰ぐに至らなかった (para.8.162)。

上級委員会は、d 号の「法令」に国際合意を含めるとすれば、WTO 協定違反の措置に対する一方的措置を許すことになるので、かかる解釈は適切でないとして述べている (para.77)。報告書採択にあたり EC はこの点を取り上げ、上級委員会は DSU 第 23 条が非 WTO 法違反行為を除去する対抗措置を禁じたものとして解釈しており、本件では争点でないにもかかわらずかかる姿勢を表明することは不要であったと批判している<sup>60</sup>。しかし実のところ上級委員会が対抗措置と DSU 第 23 条に言及しているのは上記箇所のみであり、上級委員会は d 号の「法令」概念に国際協定を含めることは必然的に WTO 協定もそこに含むことになり、以て DSU 第 23 条に反する一加盟国による一方的な協定違反の認定およびそれに基づく譲許停止を許すことになると述べている。すなわち、上級委員会的前提はあくまで WTO 協定違反行為を前提としており、非 WTO 法違反行為については言及していない。その意味において、EC の問題提起は明らかに失当である。

しかし他方で、EC の指摘は果たして DSU 第 23 条は非 WTO 法違反行為に対する WTO 協定違反の対抗措置を禁止するか否かにつき、興味深い論争を提起する。この点につき DSU 第 23 条第 2 項の文言を参照すると、(a) は WTO 協定違反に言及し、また (c) は DSB 勧告不履行を理由とした譲許停止にのみ言及しており、そのかぎりにおいて非 WTO 法違反に対する対抗措置について何ら規律を及ぼさないと解釈できる。

DSB 議事録における EC のステートメントには“countemeasures”とのみ記されており、WTO 不整合的な通商措置を含むか否かについては明らかではないが、仮に通商措置を含む対抗措置を念頭に置いているとすれば、発言の意味合いは一般国際法上の対抗措置の法理それ自体を援用し、何

<sup>58</sup> *Id.* at para.176.

<sup>59</sup> 川瀬剛志「関税定率法第 21 条体系による知的財産権侵害輸入品の水際制度とその WTO 協定整合性」『知的財産権侵害物品に対する水際制度の在り方に関する調査研究報告書 (第二分冊)』13 頁以下所収、注 55 (特許庁・知的財産研究所編、2006)。

<sup>60</sup> DSB Minutes on Mar. 24, 2006, *supra* note 22, at para.8.

らかの WTO 不整合な措置を防御するに際して、DSU 第 23 条はこの可能性を排除しないことを確認することである。しかしながら、上記 B.2. の議論とも関係するが、パネル・上級委員会が一般国際法上の原則を直接適用して明文の WTO 協定上の権利・義務の変更をもたらすことがないとする<sup>61</sup>、DSU 第 23 条の解釈いかんにかかわらず、対抗措置が形式的に WTO 協定に抵触する場合は何らかの協定上の積極的抗弁が必要となろう。

#### D. その後の展開

本件報告書は 2006 年 3 月 24 日の DSB 会合において採択された<sup>62</sup>。翌月 21 日開催の DSB 定例会合では、メキシコはかかる議会日程を考慮の上で 2007 年元旦までの当該措置の撤廃を表明したが、米国はこれを歓迎しつつも履行時期についてはコメントを避けた<sup>63</sup>。米国は 6 月 26 日付で本件を履行期間決定仲裁に付託したが<sup>64</sup>、結局両国は 7 月 27 日に NAFTA における砂糖市場アクセスを含めた包括的な本件の解決について合意し、メキシコは 2006 年度内に飲料税等を廃止することを約束した<sup>65</sup>。これに先がけて、両国は 7 月 3 日付けで DSB に対して最長で 2007 年 1 月末までの履行期間に合意した旨を報告し、仲裁付託は取り下げられた<sup>66</sup>。果たして 2006 年 12 月 21 日、同税制を撤廃の法案がメキシコ議会を通過し、翌 2007 元旦に発効した<sup>67</sup>。

追記一稿、切間近に Lorand Bartels and Federico Ortino eds., *Regional Trade Agreements and the WTO Legal System* (Oxford University Press, 2006) に触れた。本書の議論は特に本稿 VB. の議論に有益な示唆を与えるが、時間的制約により紹介できなかったことをお断りしておきたい。

<sup>61</sup> 対抗措置に関する一般国際法上の法理の適用に否定的な見解として、以下を参照。岩沢前掲注 (24) 25-26 頁、江藤孝一「WTO/ガットと一般国際法」『日本国際経済法学会年報』第 6 号 114 頁以下所収 (1997)。

<sup>62</sup> DSB Minutes on Mar. 24, 2006, *supra* note 22, at para.11.

<sup>63</sup> Dispute Settlement Body: Minutes of Meeting Held in the Centre William Rappard on 21 April 2006, WT/DSB/M/210, paras.54-55 (May 30, 2006).

<sup>64</sup> Mexico—Tax Measures on Soft Drinks and Other Beverages: Request by the United States for Arbitration under Article 21.3(c) of the DSU, WT/DS308/14 (June 26, 2006).

<sup>65</sup> *Text of U.S.-Mexico Sweetener Deal*, INSIDE US TRADE, Aug. 4, 2006.

<sup>66</sup> Mexico—Tax Measures on Soft Drinks and Other Beverages: Agreement under Article 21.3(b) of the DSU, WT/DS308/15 (July 5, 2006).

<sup>67</sup> *Mexico Repeals Soda Tax: ASA Applies For ETC to Export to Mexico*, INSIDE US TRADE, Jan. 5, 2007.